

案

春日井市DV対策基本計画（第2次）

平成26年3月
春日井市

目 次

I	基本計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	基本的な考え方	2
3	これまでの経緯	3
II	計画の基本理念・基本目標	4
1	基本理念・基本目標	4
2	施策の体系	5
III	施策の展開	6
	基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進	6
	基本目標2 相談体制の充実	8
	基本目標3 被害者の安全確保の徹底	10
	基本目標4 被害者の自立支援の充実	12
	基本目標5 推進体制の充実	14
IV	計画の推進	16

I 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

DV^{※1}は、被害が深刻にもかかわらず、家庭内の問題、夫婦や恋人間の問題として見過ごされてきました。このため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることが明示され、平成16年の法改正により、都道府県による基本計画策定の義務付けなど取組の拡充が図られました。その後、平成19年の法改正では、保護命令の拡充のほか、都道府県のみで義務付けられていた配偶者暴力相談支援センター業務の実施や基本計画の策定が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が強化されました。平成25年6月には、交際相手からの暴力が社会問題となっている中で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、適用対象となるよう法が改められました。

春日井市においては、平成20年3月に「かすがい男女共同参画プラン」の改定を行い、重点プロジェクトの1つに「女性に対する暴力の予防と被害者支援の強化」を掲げ、取組の強化を図りました。基本計画の策定が市町村の努力義務となったことから、他市に先がけ平成21年3月には、「DV対策基本計画」を策定し、DV防止の広報・啓発、被害者の相談・支援に積極的に取り組んできました。また、平成24年3月には「新かすがい男女共同参画プラン」を策定し、「あらゆる暴力を根絶する社会づくり」を目標に、男女間における暴力の根絶やDVのある家庭に育つ子どもへの支援などの課題解決に努めています。

この度、基本計画の計画期間（平成21年度から平成25年度）が終了するにあたり、これまでの取組状況を踏まえ課題を整理し、被害者支援への取組を更に強化し、DV対策を計画的、継続的に進めるため、新たな計画を策定します。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

この計画では、「配偶者からの暴力」のことを指します。「配偶者とは」婚姻関係にある相手方（事実婚を含む）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者）、生活の本拠を共にする（またはしていた）交際相手も含まれます。また、恋人など親密な関係にある（またはあった）者の暴力も対象とします。男性、女性の別は問いません。なお、暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力などさまざまな形態があります。

2 基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

- ア DV防止法第2条の3第3項^{※2}に基づく基本計画です。
- イ 基本計画では、DV対策の取組の方向を示します。
- ウ 国の基本方針や愛知県の3次計画を勘案し、市の実情に即した計画とします。
- エ 新かすがい男女共同参画プランとの整合を図ります。

(2) 計画の見直し

この計画は、法律及び国の基本方針や県の基本計画が大きく見直された場合、あるいは社会情勢の変動や市民ニーズの変化などを勘案し、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

※2 DV防止法第2条の3第3項

DV防止法では、「基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」としています。

3 これまでの経緯

- 平成 13 年 4 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
成立（4月公布、10月一部施行、平成14年4月全面施行）
- 平成 14 年 3 月 「かすがい男女共同参画プラン」策定
・DV対策を課題に位置付け
- 平成 15 年 4 月 「春日井市男女共同参画推進条例」施行
・DV禁止を定める
- 平成 16 年 5 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の
一部を改正する法律」成立（6月公布、12月施行）
- 平成 16 年 12 月 国「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策
に関する基本的な方針」策定
- 平成 17 年 12 月 愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策
定
- 平成 19 年 4 月 市民活動推進課男女共同参画室にDV相談員配置「DV相談」
開設
- 平成 19 年 7 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の
一部を改正する法律」公布（平成20年1月施行）
- 平成 20 年 1 月 国「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策
に関する基本的な方針」策定
- 平成 20 年 2 月 「春日井市DV対策連絡会議」設置
- 平成 20 年 3 月 「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」策定
- 平成 20 年 3 月 愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2
次）」策定
- 平成 20 年 8 月 「オンラインDVほっと相談」開設
- 平成 21 年 3 月 「春日井市DV対策基本計画」策定
- 平成 22 年 2 月 「春日井市DV対策関係機関連絡会議」設置
- 平成 24 年 3 月 「新かすがい男女共同参画プラン」策定
- 平成 25 年 3 月 愛知県「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3
次）」策定
- 平成 25 年 6 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の
一部を改正する法律」成立
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
（7月公布、平成26年1月施行）
- 平成 26 年 1 月 国「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施
策に関する基本的な方針」策定
- 平成 26 年 3 月 「春日井市DV対策基本計画（第2次）」策定

II 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念・基本目標

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。

DVを根絶するには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、男女平等の意識をはぐくむとともに、DVを身近な問題として正しく理解することが必要です。

そこで、DVの根絶と、被害者の安全確保、自立に向けた取組を強化し、DVのない社会の実現をめざして、基本理念及び5つの基本目標を定めます。

基本理念 人権が尊重されるDVのない社会の実現

◇ 基本目標 1 DV防止のための啓発・教育の推進

市民一人ひとりのDVに関する正しい理解を深め、DVの防止に努めます。

◇ 基本目標 2 相談体制の充実

被害者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

◇ 基本目標 3 被害者の安全確保の徹底

被害者を早期に発見し、警察などの関係機関と連携して、被害者の安全を確保する体制を強化します。

◇ 基本目標 4 被害者の自立支援の充実

被害者が自立した生活を送ることができるよう、総合的な支援に努めます。

◇ 基本目標 5 推進体制の充実

被害者支援を総合的に推進するため、関係機関等との連携強化を図ります。

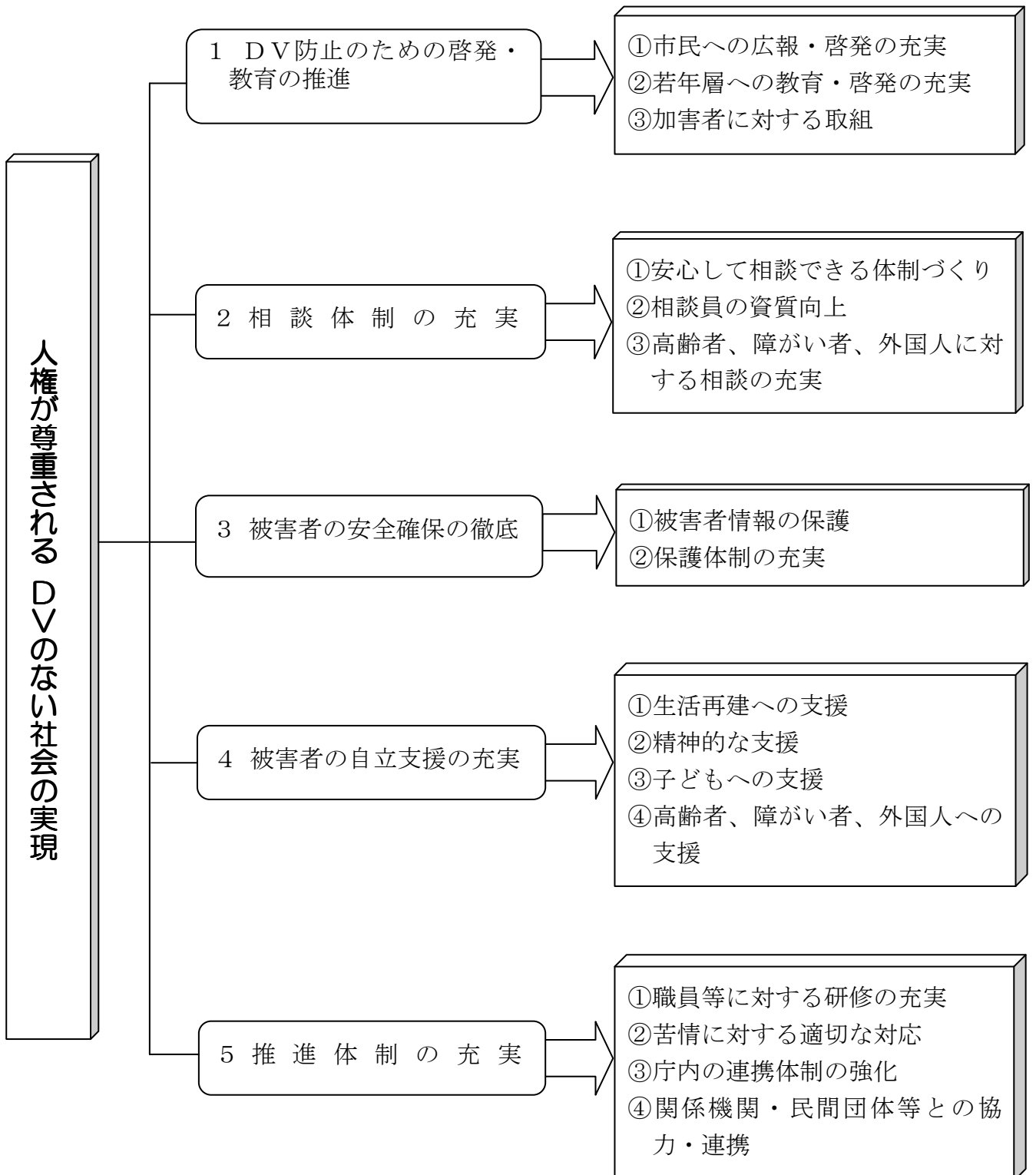
2 施策の体系

基本理念を実現するため、5つの基本目標を設定し、施策の方向を定め、総合的な取り組みに努めます。

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



Ⅲ 施策の展開

基本目標 1 DV防止のための啓発・教育の推進

現状と課題

- DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、基本的人権の意識を高揚し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが重要です。
- DVは、単に家庭内の問題、夫婦間の問題として潜在化しやすく、外部からの発見が困難なこともあり、いまだ十分理解が得られていない状況にあります。
- 殴る、蹴るなどの「身体的暴力」は、DVとしての認識度は高いものの、精神的、性的、経済的暴力行為は、認識度が低いことから、DVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く見受けられます。
早期発見や支援につなげるためにも、DVに対する正しい知識とその危険性について、適切な情報提供や更なる啓発を行っていく必要があります。
- 平成 22 年に実施した市民意識調査では、配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある割合が、男性は 4.9%に対し、女性では、21.9%となっており、女性の 5 人に 1 人が何らかの暴力を受けた経験があると回答しています。
- DVは配偶者間だけではなく、若い世代の男女間でも「デートDV」といわれる問題が起きています。デートDV^{※3}は人権侵害であることから、若年層を対象にDVについて考える機会を提供するなど、子どもの発達段階に応じた人権教育を進めていくことが重要です。
若年層に対して、DV防止の教育・啓発を行うことにより、若年者がDVについての理解を深め、対等でお互いに尊重しあえる人間関係を築いていくことは、将来におけるDV防止につながっていくと考えられます。
- 女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担や経済力の格差など社会的、構造的な問題が関係していることから、男女共同参画社会づくりに向けた啓発活動にも取り組む必要があります。
- DVの問題を解決するには、加害者への対策も必要です。中でも、加害者の更生に関する施策は重要ですが、これについては調査・研究の段階にあるため、国等の調査研究の情報収集に努める必要があります。

.....
※3 デートDV

恋人同士の間で起きる暴力。

今後の取組

事業内容		区分	所管課
<施策の方向> (1) 市民への広報・啓発の充実			
① 広報、ホームページ等を活用した更なる啓発	広報春日井、男女共同参画情報紙「はるか」、ホームページ等により、DV防止に向けた啓発を行います。	継続	男女共同参画課
	DV防止リーフレットを作成し、公共施設等への配布・設置により、更なる啓発に努めます。	継続	
	DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や民生委員・児童委員等に対して、DVに関する正しい知識とその危険性など適切な情報提供を行い、相談窓口の周知や通報等、被害者の早期発見への協力を呼びかけます。	継続	
② DVに関する正しい理解と認識を図るための講座等の実施	市民がDVに関する正しい理解と認識を得られるよう、講演や講座等の啓発事業を実施します。	継続	
<施策の方向> (2) 若年層への教育・啓発の充実			
① 学校における人権や男女平等についての教育の充実	小中学校において、人権週間や道徳の時間などを通じ、人権尊重の意識を高める教育を進めます。	継続	学校教育課
② 若年層へのデートDV防止啓発事業の推進	中学生、高校生、大学生等若年層を対象とし、交際相手からの暴力問題について考える機会としてDVセミナーを開催します。	拡充	男女共同参画課
	デートDV防止に関するリーフレットの作成・配布による啓発に取り組みます。	新規	
<施策の方向> (3) 加害者に対する取組			
① 「加害者更生プログラム」に関する情報収集	DVの再発防止には、加害者更生プログラムなど加害者に対する積極的な働きかけが必要なことから、国等の調査研究の情報収集に努めます。	継続	男女共同参画課

基本目標 2 相談体制の充実

現状と課題

- 春日井市では、DV相談窓口を設置し、専門の相談員による電話、面接相談のほか、24時間いつでも相談できるオンライン相談を行っています。また、女性が抱える様々な問題・悩みについては、「女性の悩み相談」及び「女性のための法律相談」を行っています。
- これらの相談窓口については、広報春日井や市ホームページ等で周知を図っており、平成24年度のDV相談窓口の利用者数は、平成19年の開設当初と比べ3.5倍に増加しています。DV相談件数は今後も増加することが予想され、また、相談内容も複雑化、多様化していることから、相談体制を更に充実する必要があります。
- 相談員は、深刻な内容の相談を受け、相談員自身が相談者と同じ心理状態に陥ることがあります。このため、相談員の心理負担の軽減を図る必要があります。
- 内閣府の調査では、配偶者からの被害を受けた女性のうち約4割は、どこへも相談しておらず、その理由として、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思った」などが挙げられており、より一層DVについての啓発や相談機関の周知を市民や医療機関等関係機関に図っていくことが重要です。
- 被害者には、高齢者、障がい者、外国人も含まれ、コミュニケーションを上手にとれないなど困難を抱えている場合もあり、誰もが安心して相談が受けられるよう、より多くの機関・団体等との更なる連携が不可欠となります。
- DV防止法では、市町村に対し、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めるものとしており、その機能や他市の状況を参考に、実情に即した在り方を検討していく必要があります。

今後の取組

事業内容		区分	所管課
〈施策の方向〉 (1) 安心して相談できる体制づくり			
① 相談窓口の周知	相談窓口の情報を掲載した携帯カードやパンフレット等の配布場所の拡大により、更なる相談窓口の周知に努めます。	継続	男女共同参画課
② 電話、面接、オンライン相談の充実	相談者が安心して相談できるよう、情報の管理を適切に行います。	継続	男女共同参画課
	休日、夜間の相談に対応するため、警察との一層の連携を図ります。	継続	
	男性が抱える様々な問題解決のため、男性に対する相談体制を整えます。	新規	
〈施策の方向〉 (2) 相談員の資質向上			
① 相談担当者への支援の充実	より適切な相談を行うとともに、複雑な問題を抱えた事例にも対応できるよう、相談員の連絡会議での事例検討やスーパービジョン※4の実施により、相談員等の資質向上やメンタルケアを実施します。	拡充	男女共同参画課
〈施策の方向〉 (3) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実			
① 高齢者、障がい者の相談	地域包括支援センター、障がい者生活支援センターとの連携による適切な対応を行います。	新規	男女共同参画課 高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課
	手話通訳者の確保等により、相談者との意思疎通を図ります。	新規	
② 外国人の相談	相談時の通訳の派遣や外国語パンフレットによる情報提供により、相談体制の充実を図ります。	継続	男女共同参画課

.....
 ※4スーパービジョン

相談員が専門的能力向上のために、より経験の深い専門家から事例報告等を通じて受ける指導。

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

現状と課題

- 春日井市では、緊急性が高い被害者の保護にあたっては、被害者が安心して安全に保護が受けられるよう、関係各課や愛知県女性相談センター、警察などと連携を図っています。なお、被害者の状況や同伴する家族の有無などを考慮し、一人ひとりに応じた保護を迅速で安全に行うことが必要です。
- 一時保護施設への入所に至らない場合においても、状況に応じて警察など関係機関と連携し、被害者及び同伴する家族などの安全を確保することが必要です。
- 被害者が保護から自立に至るまでの間、必要に応じ関係機関が情報を共有し、被害者が適切な判断に基づいて行動できるよう情報提供と助言を行う必要があります。
- 被害者は、加害者から逃れて新しい生活を始めても、住所等が加害者に伝わった場合、被害者の安全な生活が壊れることがあります。被害者の情報については、加害者に漏洩することのないよう、関係各課による被害者情報の保護・管理の徹底が必要です。
また、加害者から危害を加えられることのないよう警察と連携し、被害者の安全を確保します。

今後の取組

事業内容		区分	所管課
<施策の方向> (1) 被害者情報の保護			
① 住民基本台帳事務に係る支援措置の実施	住民基本台帳の閲覧等の制限を実施します。また、住民基本台帳に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底と連携を図ります。	継続	男女共同参画課 市民課 関係各課
② 被害者に関する情報管理の徹底	学校・保育園等において、被害者及び同伴する子どもの情報管理を徹底します。	拡充	保育課 学校教育課
<施策の方向> (2) 保護体制の充実			
① 警察等関係機関との連携	警察との連携を強化するとともに、愛知県女性相談センター、愛知県春日井児童相談センターとの連携により、被害者や子ども等の同伴家族、支援者等の安全を確保します。	継続	男女共同参画課 子ども政策課
	被害者が警察への援助の申出や保護命令等を迅速に利用できるよう、情報提供に努めます。	継続	
② 一時保護施設との連携	緊急時においては、一時保護施設と連携するとともに、被害者に関する情報共有を図り、一時保護施設に入所するまでの被害者やその子ども等の同伴家族の安全を確保します。	継続	男女共同参画課 高齢福祉課 障がい福祉課 子ども政策課
③ 民間支援団体等との連携	民間支援団体等の情報を収集し、連携に努めます。	継続	男女共同参画課

基本目標4 被害者の自立支援の充実

現状と課題

- 被害者の自立に向けた支援は、行政の各分野にまたがるため、各制度の施策が円滑に適用されるよう関係部署との連携を更に強化するとともに、適切に対応ができるよう制度の周知と活用を図ることが重要です。
- 被害者が自立して生活するにあたっては、住宅の確保を始め生活費の確保、就業機会の確保、子どもの就学問題等、現実的でさまざまな問題が重くのしかかってきます。更に生活環境が変わることへの不安や加害者に対する不安などを抱え、精神的にも不安定になります。そのため、住宅を始めとする生活再建に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整にとどまらず、精神的なケアも必要になることから、医療機関との連携も重要です。
- 被害者は繰り返される暴力の中で、精神的に不安定な状態場合があります。被害者の精神的回復のためには、被害者に寄り添い心理的な問題解決に向けて継続的なサポートが必要です。
- DVがある家庭に育った子どもは、DVを見たり、親から放置されたり、自らも親から暴力を受けることなどにより、さまざまな影響を受けています。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭において、子どもに著しい心理的外傷を与えることも「児童虐待」にあたるとしています。子どももDVの被害者であるという視点に立ち、子どもに焦点を当てたケアを行うことが必要です。
- 子どもたちが安心して生活できるよう、DV被害者の子どもが通う学校や保育園においても、親子の置かれた状況を理解し、子どもを守るための対応が必要です。
- 孤立しがちな被害者への支援は、公的機関だけで対応できるものでないため、DV問題、被害者支援などに取組んでいる民間団体と連携することが必要です。
- 高齢者、障がい者、外国人に対しても、保護や自立支援が受けにくいということにならないよう、関係部署・機関等との連携を取りながら支援を進めることが必要です。

事業内容		区分	所管課
<施策の方向> (1) 生活再建への支援			
① 住宅に関する支援	市営住宅の入居条件や入居手続きに際して、被害者の実情を考慮し、柔軟に対応します。	継続	子ども政策課 住宅施設課
	子どもを同伴する被害者の自立を図るため、母子生活支援施設への入所について支援を行います。	継続	
② 経済的な支援	関係する法律の中で、適正・迅速に支援を行います。	継続	男女共同参画課 生活援護課 保険医療年金課 子ども政策課 学校教育課
	緊急の生活資金の助成制度について調査・研究します。	継続	
	国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当等の各種制度の周知と活用への支援を行います。	継続	
③ 就労に向けた支援	就業支援セミナー等の開催及び情報収集・提供を行います。	継続	男女共同参画課 生活援護課 子ども政策課
	就労に必要な技能・資格取得のための講座情報や給付金制度の情報を提供します。	継続	
	生活困窮者への就労支援として、ハローワークとの連携に取り組みます。	継続	
<施策の方向> (2) 精神的な支援			
① 医療機関等の情報提供	メンタルヘルス相談やカウンセリング等心理的なケアが必要な場合は、医療機関に関する情報を提供します。	継続	男女共同参画課 健康増進課
② 自助グループの情報提供	現在活動中の自助グループの情報を提供します。	継続	男女共同参画課
<施策の方向> (3) 子どもへの支援			
① 就園・就学への支援	就園・就学及び転校にあたっての配慮や就学援助等の支援を引き続き実施します。	継続	保育課 学校教育課
② 子どもの心理的ケア	保育士や教員、スクールカウンセラー等、保育、教育関係者に対し、DVに関する特性や制度、配慮すべき事項について周知します。	拡充	男女共同参画課 子ども政策課 保育課 学校教育課
	愛知県春日井児童相談センター等との連携により、子どもの心理的ケアを実施します。	新規	
<施策の方向> (4) 高齢者、障がい者、外国人への支援			
① 高齢者、障がい者への支援	福祉施策を活用し、関係部署・機関等との連携を取りながら、状況に応じた支援を行います。	継続	男女共同参画課 高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課
② 外国人への支援	在住外国人によるコミュニティ団体との連携を図ります。	継続	男女共同参画課

基本目標5 推進体制の充実

現状と課題

- 被害者の保護及び支援を円滑に行うためには、複数の関係機関や民間団体が共通認識をもち、相談、保護、自立支援など、それぞれの段階に応じた連携が必要です。
- 春日井市では、「春日井市DV対策連絡会議」、「春日井市DV対策関係機関連絡会議」を設置し、被害者支援の情報や認識を共有し被害者支援にあたっていますが、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処できるよう、更に連携を強化する必要があります。
- 職員一人ひとりには、DVの特性を十分理解した上で、被害者の置かれた立場を配慮し、職務を行うことが必要ですが、被害者に対する理解不足から更なる被害（二次被害）が生じることがあります。そのため、DVは犯罪となりうる行為であり、加害者に責任があるという認識に基づき、被害者の人権を尊重し、その安全を確保し、秘密の保持に十分配慮できるよう、研修を進めていく必要があります。
- 被害者が諸手続きのために、複数の窓口に出向いて繰り返しDV被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることが考えられます。被害者の安全確保と関係部署の円滑な連携を図るために、ワンストップサービス^{※5}などについて検討する必要があります。
- 必要な行政サービスが迅速に、支障なく提供できるよう、被害者支援対応マニュアルを周知するとともに、関連法の改正があった場合は、改正内容に応じた見直しが必要です。
- 被害者から、相談や支援等に関して苦情の申出があった場合、適切かつ迅速に処理し職務執行の改善に反映するとともに、申出人に対する説明責任を果たす必要があります。
また、苦情の処理内容について、関係各課間で情報の共有化を図り、組織として苦情の防止に努めます。

.....

※5 ワンストップサービス

被害者の安全確保や手続きに係る負担の軽減を図るため、各種行政手続きの案内、申請などのサービスを1か所の窓口で提供すること。

今後の取組

事業内容		区分	所管課
<施策の方向> (1) 職員等に対する研修の充実			
① DVに対する正しい理解のための研修の実施	DVやDV被害者についての理解を深めるための研修を行うとともに、窓口等における二次被害を防止するため、被害者への適切な対応や情報提供を行うための研修を行います。	継続	人事課 男女共同参画課
<施策の方向> (2) 苦情に対する適切な対応			
① 苦情への適切な対応と情報共有	相談・支援に係る職員の対応等に関して、被害者から苦情が寄せられた場合、被害者の立場に立った適切な対応に努めるとともに、DV対策連絡会議で情報を共有します。	継続	男女共同参画課
<施策の方向> (3) 庁内の連携体制の強化			
① 関係各課との連携	「DV対策連絡会議」を定期的を開催し、事例検討や課題解決を図るとともに、被害者が速やかに安心して情報提供と支援が受けられるよう、関係各課との連携を図ります。	継続	男女共同参画課 関係各課
	関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記し、状況に即した新たなマニュアルを作成します。	拡充	男女共同参画課 関係各課
<施策の方向> (4) 関係機関・民間団体等との協力・連携			
① 関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化	「DV対策関係機関連絡会議」を開催し、事例検討や取り組み課題の解決を図るとともに、更なる協力・連携の強化を図ります。	拡充	男女共同参画課
	被害者支援に関わる人材の養成に努めます。	新規	男女共同参画課

IV 計画の推進

DV防止と被害者支援に関する施策は、広範多岐にわたっており、一つの機関で対応することは困難です。啓発や被害者の相談から自立までの支援には幅広い分野での取組が必要なため、「春日井市DV対策関係機関連絡会議」^{※6}「春日井市DV対策連絡会議」^{※7}において連携を図りながら施策を円滑に進めていきます。

また、計画の適切な進行管理を進めるために、年度ごとに実施状況を把握し、「春日井市男女共同参画審議会」に報告し、市民に公表します。

.....

※6 「春日井市DV対策関係機関連絡会議」（5機関）

名古屋法務局春日井支局、愛知県春日井警察署、愛知県春日井保健所、
愛知県尾張福祉相談センター、愛知県春日井児童相談センター

※7 「春日井市DV対策連絡会議」（庁内11課）

市民生活部	市民活動推進課 男女共同参画課 市民課
健康福祉部	健康増進課 高齢福祉課 障がい福祉課 生活援護課 保険医療年金課
青少年子ども部	子ども政策課
建設部	住宅施設課
教育委員会	学校教育課

参 考 資 料

春日井市におけるDV相談等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
配偶者暴力相談支援センター・警察等対応件数の状況・・・・・・・・	3
DV被害者支援の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・・・・・	6

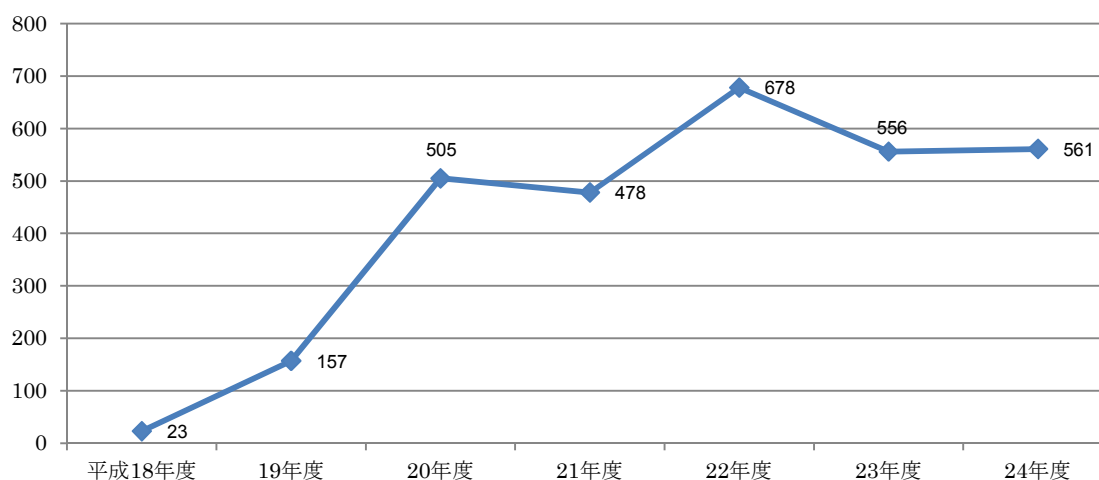
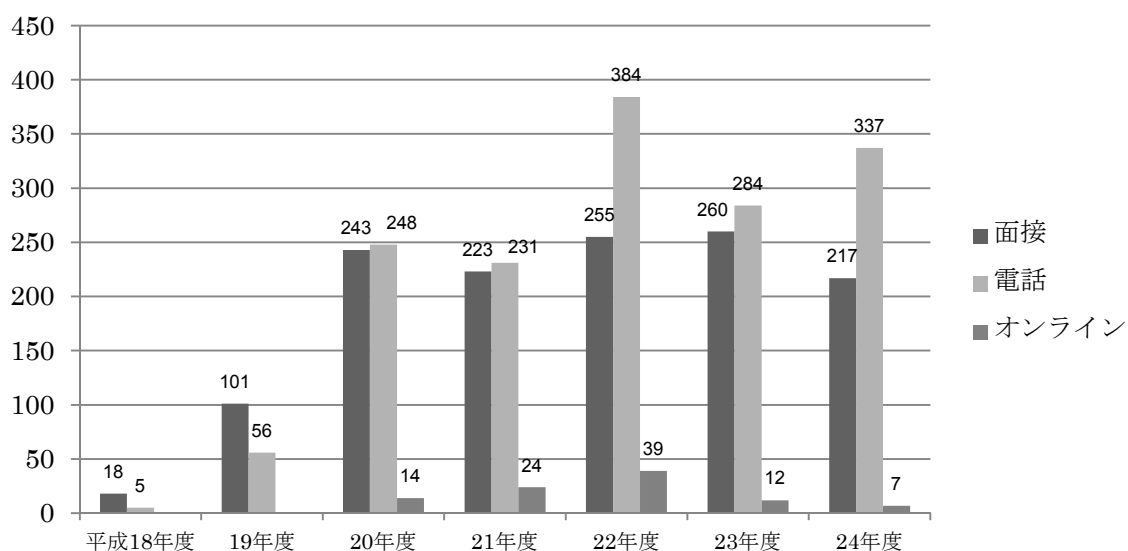
春日井市におけるDV相談等の状況

1 DV相談件数の推移

(単位：件)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
面接相談	223	255	260	217	170
電話相談	231	384	284	337	316
オンライン	24	39	12	7	15
合計	478	678	556	561	501

平成25年度は11月末現在

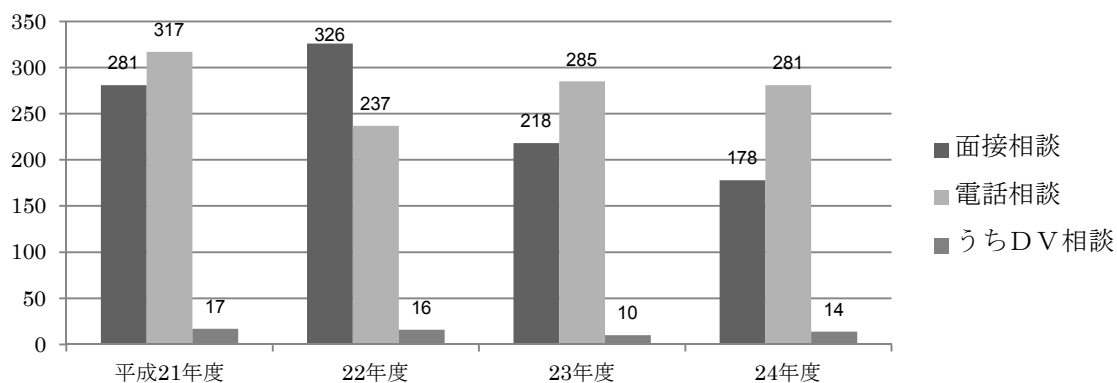


2 女性の悩み相談件数の推移

(単位：件)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
面接相談	281	326	218	178	80
電話相談	317	237	285	281	281
合計 (うちDV相談)	598 (17)	563 (16)	503 (10)	459 (14)	361 (15)

※平成25年度は、11月末現在

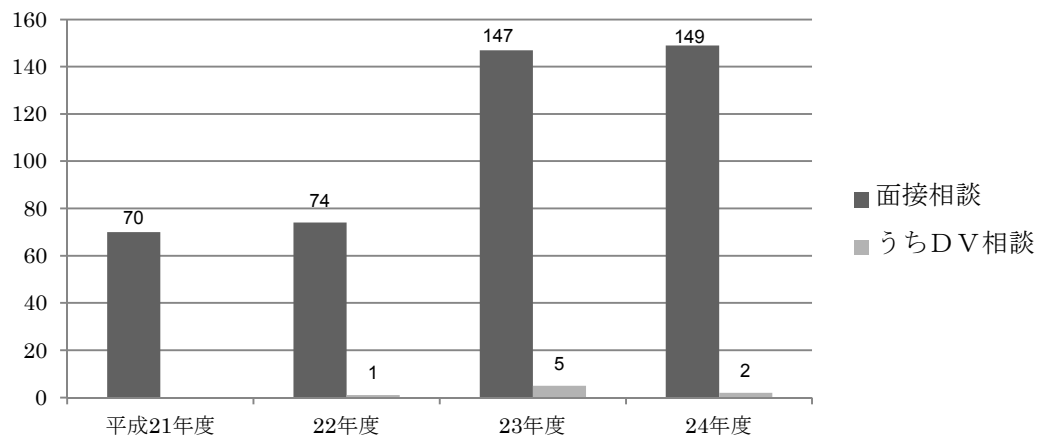


3 女性のための法律相談件数の推移

(単位：件)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
面接相談	70	74	147	149	99
うちDV相談	0	1	5	2	7

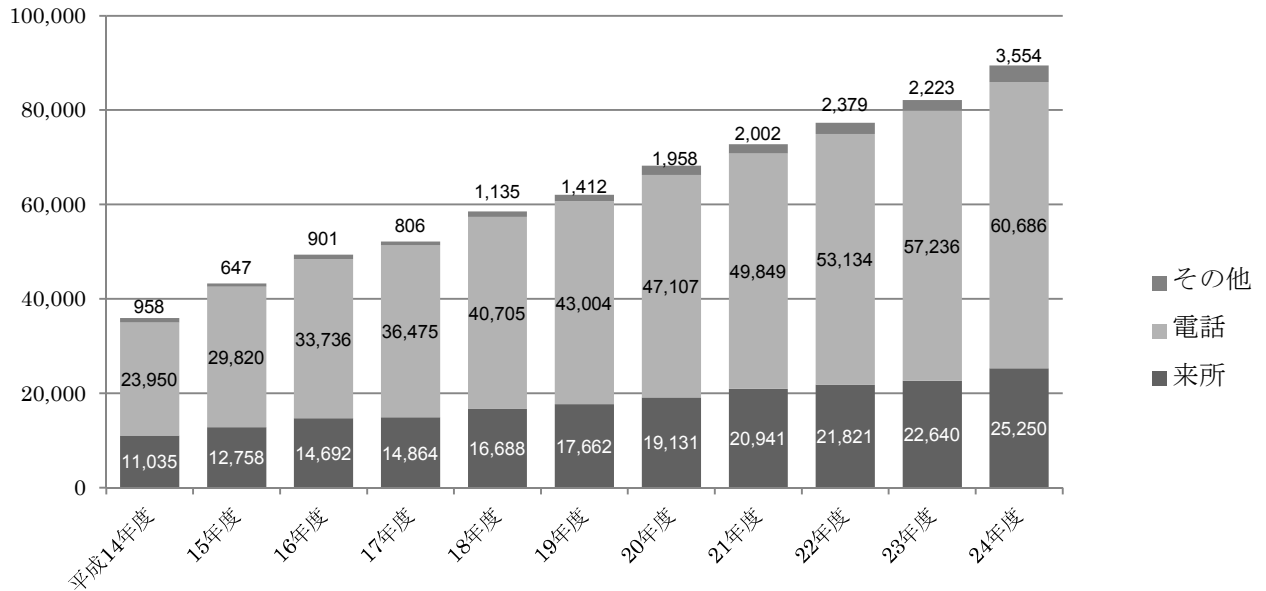
※平成25年度は、11月末現在



配偶者暴力相談支援センター・警察等対応件数の状況

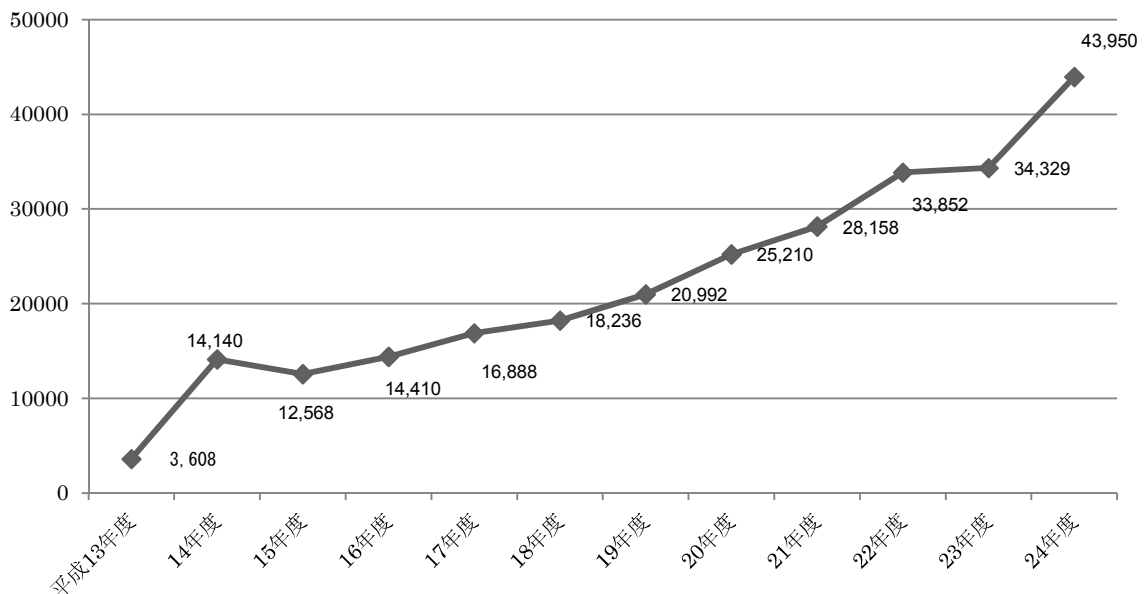
国の調査によると、配偶者暴力相談支援センターに相談した件数や警察が対応した件数が年々増加しています。

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



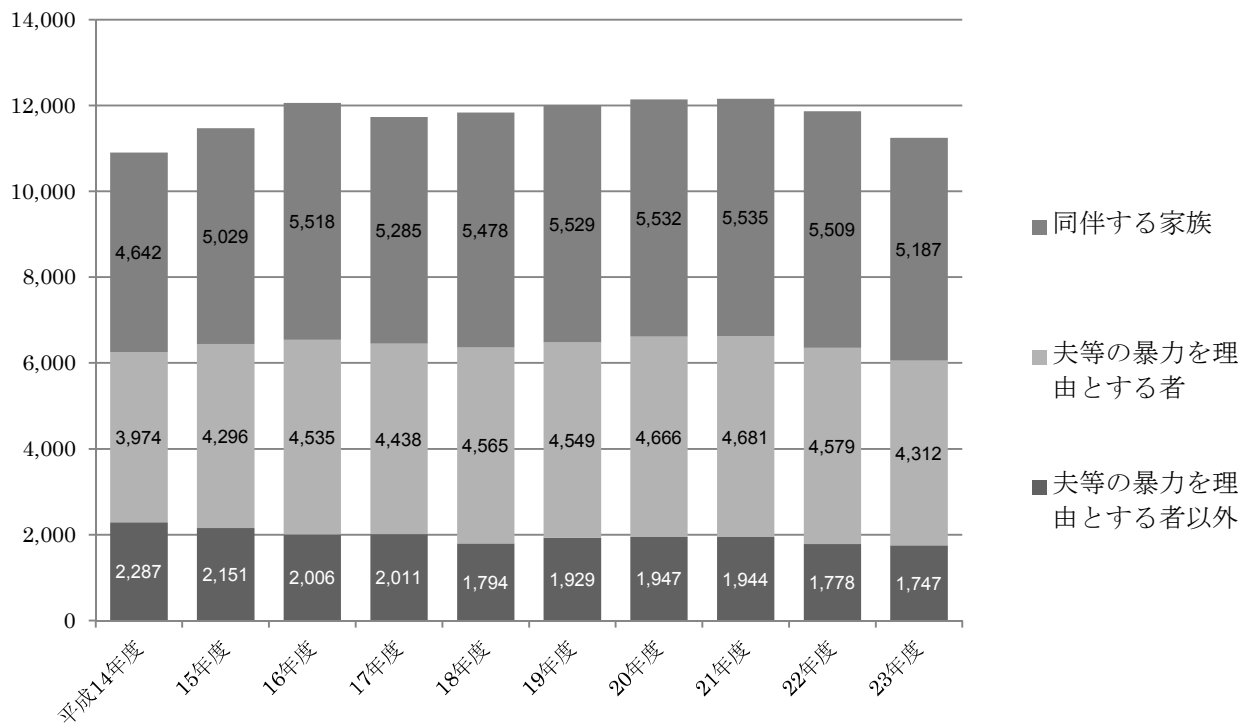
資料出所：内閣府調べ

2 警察における暴力相談等の対応件数



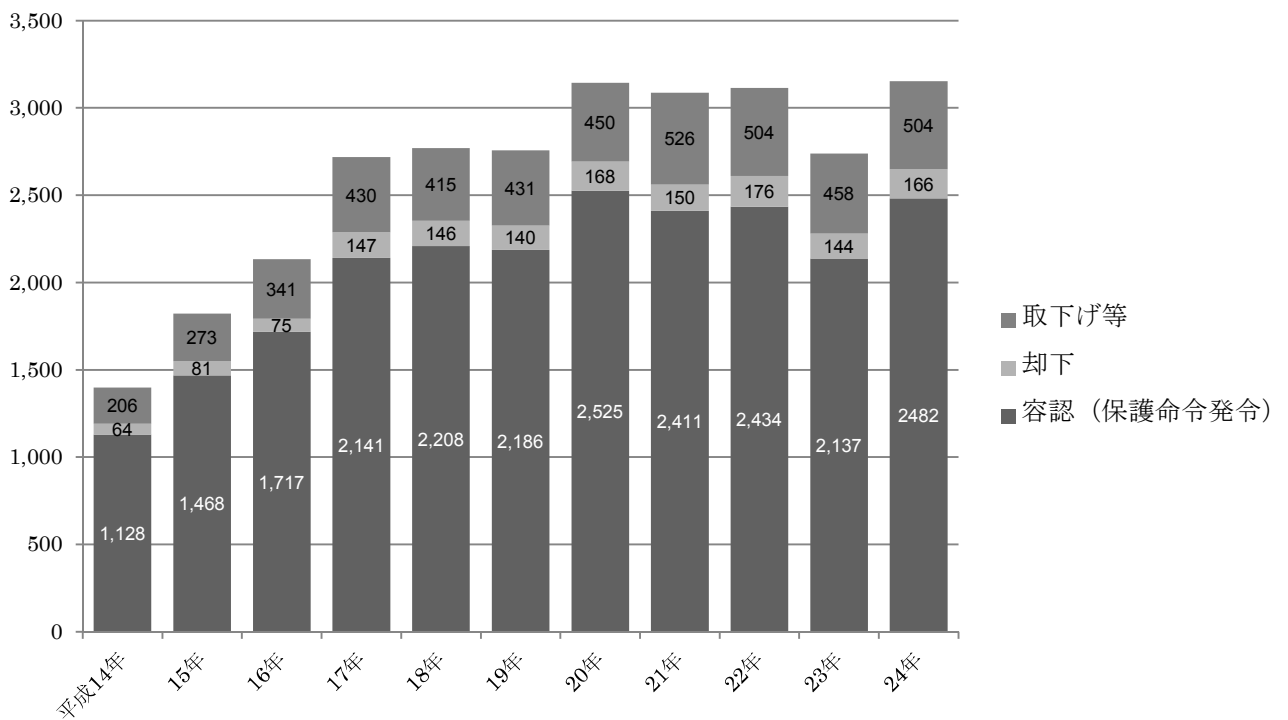
資料出所：警察庁調べ

3 婦人相談所における一時保護件数



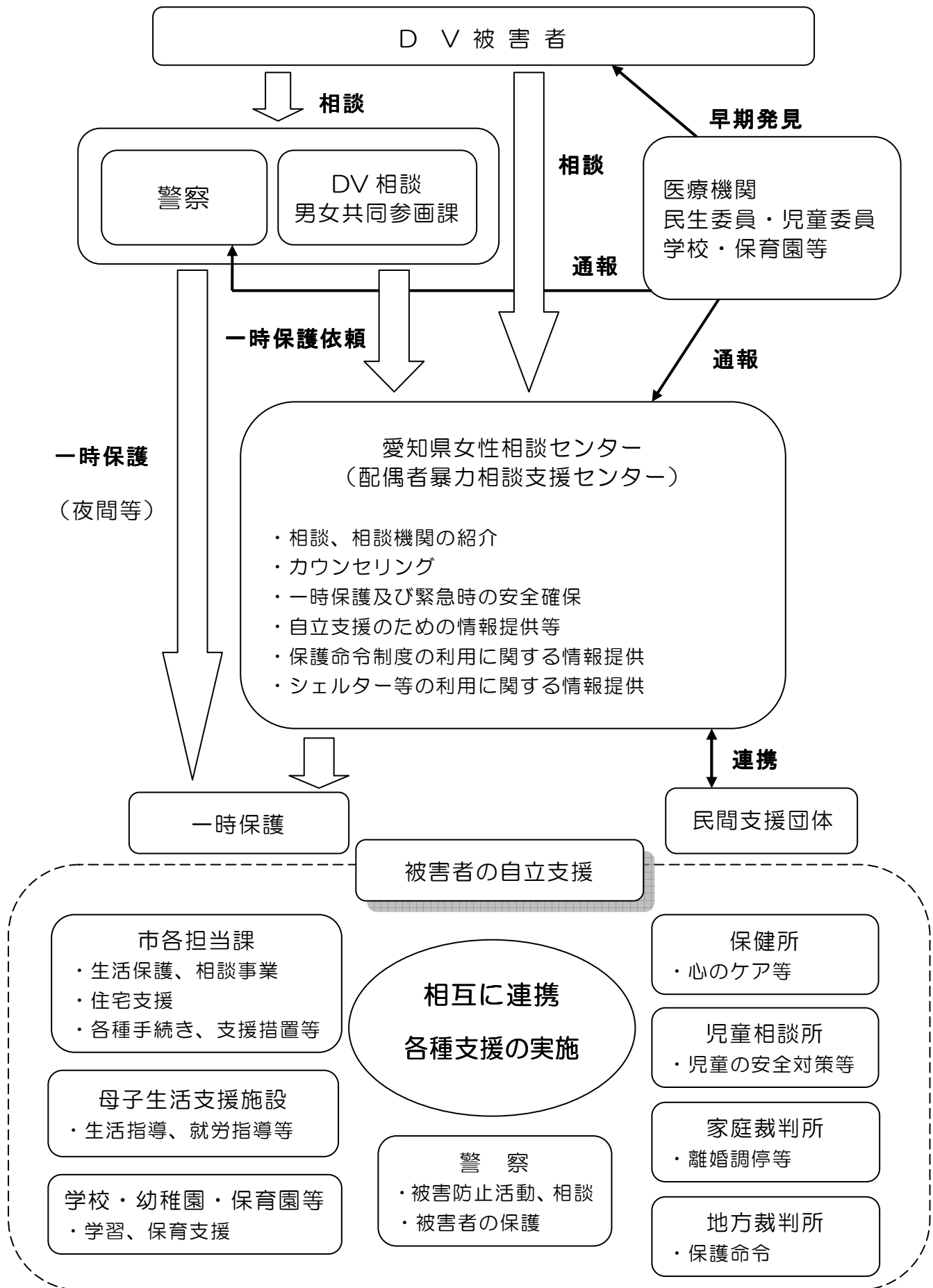
資料出所：厚生労働省調べ

4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数



資料出所：最高裁判所提供の資料より作成

DV被害者支援の流れ



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を

配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、

その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る

状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）
、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）
その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することがで

きる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノニ第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ず

る場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

春日井市DV対策基本計画（第2次）

平成26年3月発行

春日井市市民生活部男女共同参画課

〒486-0844 春日井市鳥居松町2丁目247番地

電話 0568-85-4401

FAX 0568-85-7890

E-mail danjo@city.kasugai.lg.jp